

宮崎県北部広域行政事務組合体験交流等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県北部地域に居住している児童生徒の相互交流と地域の活性化を図るため、宮崎県北部地域の児童生徒等を対象として当該地域内で実施した体験交流事業の取組みに対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮崎県北部地域 延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町をいう。
- (2) 学校等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学並びに高等専門学校をいう。
- (3) 体験交流事業 体験交流型のイベントや部活動の合宿など、交流を通じて相互理解を深めることを目的に実施する事業をいう。ただし、学校等の修学旅行及び遠足並びに部活動の公式試合は除く。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 宮崎県北部地域に設置されている学校等に通う者及びその保護者並びに引率者で構成される団体
- (2) 5人以上により構成される団体

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宮崎県北部地域で実施する体験交流事業に要する別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象者の構成者が居住する市町村と同一の市町村で実施する体験交流事業は除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、体験交流事業の参加者1人につき2,000円を乗じた額と前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額とし、1補助対象者あたり10万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、同一年度内において1補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事(以下「代表理事」という。)に、次の種類の書類を添えて宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事(以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 体験交流事業計画書(様式第2号)
- (2) 参加者名簿(様式第3号)
- (3) 体験交流事業予算書(様式第4号)
- (4) その他、代表理事が必要と認めるもの

2 この要綱に基づく補助金の交付申請は、事業実施日の2週間前までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 代表理事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、速やかに宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事(以下「代表理事」という。)に、補助金の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第5号)により代表理事に申請し承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施日の1か月を超える変更
- (2) 補助事業の実施先の市町村の変更
- (3) 補助交付決定額からの増額及び20%を超える減額となる変更
- (4) その他、補助事業の重要な部分に係る変更

2 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、事業計画中止承認申請書(様式第6号)により代表理事に申請し承認を受けなければならない。

3 代表理事は、前2項の規定による申請を承認したときは第7条の規定に準じ交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業実施終了後、実績報告書(様式第7号)に次の種類の書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

- (1) 交流事業実績書(様式第8号)
- (2) 交流事業決算書(様式第9号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 記録写真(集合写真等、参加人数が把握できるもの)
- (5) その他、代表理事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 代表理事は、前条の規定による報告を受け、その内容の審査の結果、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事(以下「代表理事」という。)に、補助金の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた時は、補助金等請求書(様式第10号)により補助金の請求を行うものとする。ただし、代表理事が事業の円滑な遂行上必要であると認めるときは、交付決定後に、補助金交付決定額の10分の8以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を概算払いにより交付することができる。

2 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 代表理事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をいたしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払い戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると代表理事が認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内 容
報償費	講師への謝礼金など
旅費	公共交通を利用した時の交通費など
燃料費	ガソリン代、灯油代など
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品、食材など
印刷製本費	チラシやポスター等作成のための印刷費、コピー代など
食糧費	出来合いの食料、飲み物の購入費
通信運搬費	郵便料など
保険料	損害保険料など
使用料及び賃借料	宿泊施設使用料、会場借上料、器具借上料、自動車借上料、有料道路使用料など
負担金	自治体等が主催する地域交流イベントへの参加費用など
その他	代表理事が必要と認める経費